

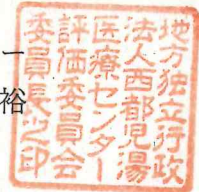


令和3年10月4日

西都市長 橋田 和実 様

地方独立行政法人西都児湯医療センター

評価委員会委員長 松本 英裕



意見書

地方独立行政法人西都児湯医療センターの中期目標の期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第2項の規定に基づく当評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

西都児湯医療センターは、第2期中期目標期間において、当評価委員会の年度ごとの業務実績評価は「中期目標・中期計画の達成に向けて概ね順調に進んでいる」、また、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価においても「中期目標を概ね達成する」と判断している。しかし、令和2年度に常勤医師の退職による診療機能の縮小や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えもあり、法人設立後初の赤字決算となるなど、一部の重要な項目において中期目標を概ね達成する見込みではないため、継続した更なる努力が望まれる。

現在、西都児湯医療センターは、西都児湯二次医療圏の中核的病院、救急告示病院及び災害拠点病院として公的病院の役割を果たしており、今後、経営安定化が図られ、予定している新病院が開設されれば、地域医療に果たす役割は、より重要なものになると考えられる。

これらのことから、地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行うことが適当である。

なお、次期中期目標の策定に当たっては、評価委員会において意見、指摘のあった課題等を整理し、地域の中核病院としての役割と経営基盤の安定について、更なる推進を目指していただきたい。

また、次期中期目標に係る中期計画の作成にあたっては、成果の指標を可能な限り数値で設定するとともに、評価基準の見直しを要望したい。